

名古屋スポーツコミッション武道ツーリズムモニターツアー業務委託仕様書

1 目的

名古屋市スポーツ戦略において、海外でも愛好者が多い武道は、新たな誘客が期待できることから、名古屋市の特色を活かし、旅行者が気軽に体験できる武道を核としてツーリズムを創出していくことを掲げている。名古屋市は尾張徳川家が弓道を推奨したという歴史的ゆかりや、愛知県が弓道人口や施設数が全国的に多いという優位性があることから、弓道を含めた武道コンテンツのツアー造成につなげていくために、試行的に催行するもの。

2 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）

3 業務内容

(1) モニターツアーの概要

名古屋市内ならではの体験や観光等の魅力を感じられるプランを企画し実施することとし、弓道を含めた武道に係る体験や、体験する武道にゆかりの深い場所の観光を行程に組み込んだ内容とすること。なお、行程に組み込む内容は、参加者が自発的に情報を発信したくなる話題性や視覚的な印象度の強さを考慮すること。

(2) 対象

武道ツーリズムに関心のある外国人（在日外国人含む）20名～30名程度。なお、特に武道に関心の高い欧米地域の外国人（在日外国人含む）を半数程度とする。

(3) モニターツアーの内容

以下のすべての項目を満たすモデルツアーを実施すること。また、本事業はモニターツアーであるため、参加者からアンケートを取るなど意見を集約し、課題などを整理し、今後のツアー造成の提案をすることに留意すること。なお、体験する武道については、名古屋スポーツコミッションと協議のうえ決定すること。

(ア) モニターツアーの実施期間は、1泊2日以上をすること。

(イ) 武道体験については、弓道体験を含めた武道体験を2回以上は設定すること。

(ウ) 体験する武道に関連深い市内施設等に2回以上は訪れるように設定すること。

(エ) モニターツアーの中に1回以上「名古屋めし」を提供する内容とすること。

(オ) モニターツアーを実施するにあたり、通訳者の設置をすること。

(4) 情報発信等

武道ツーリズムの認知向上を目的に広く多くの方へ周知するため、情報発信者を1名設置し、武道体験の様子や関連施設見学の様子等をSNSを活用して情報発信すること。また、モニターツアー参加者からも情報を発信してもらえるようにすること。

(ア) 情報発信者について

情報発信者は、本業務の目的を理解するとともに、東海エリアに精通しPRに協力的で、Facebook や Instagram 等の SNS はじめ、あらゆる媒体において広く情報発信できるインフルエンサーを設置すること。なお、インフルエンサーへの謝金の支払いや、連絡・調整は、受託者にて行うこと。

(イ) 情報発信について

情報発信者はモニターツアーに同行し、武道体験の様子について2回以上、体験する武道に関連深い市内施設等の見学の様子について2回以上、SNS を活用して情報発信すること。また、情報発信する際は、本業務の目的を理解し、武道ツーリズムの魅力を効果的にPRするとともに、日本語以外の言語（主に英語）でも発信すること。

(ウ) モニターツアー参加者の情報発信

モニターツアー参加者については、募集の際の要件にするなど、確実に情報発信してもらうようにすること。なお、武道体験の様子について1回以上、体験する武道に関連深い市内施設等の見学の様子について1回以上、SNS を活用して情報発信することとする。

(5) 参加者からの意見集約について

モニターツアー参加者からアンケート等で意見を集約し、評価を行うこと。特に武道ツーリズムにおける「望ましいコンテンツの把握」、「理想の価格帯」、「体験コンテンツの運営方法」、「ツアー運営の効果的な方法（事業の採算についても含む）」等、の受入側の課題や運営方法等について整理し、今後の効果的な武道ツーリズムについて、提案すること。また、情報発信については、情報発信者及びモニターツアー参加者から「情報を発信した手段」や「発信した内容」「閲覧数」等を集約し、報告すること。なお、アンケート等は必要に応じて外国語表記するなどの対応をし、モニターツアー参加者全員から確実に集約ができるようにすること。

意見集約の結果や提案等については、後述の業務完了報告書内にて提出すること。

(6) モニターツアーに係る経費

ツアーの行程に含まれる経費（宿泊費、飲食費、体験料、保険料、その他ツアー造成に係る経費）、参加者募集に係る経費、参加者からの意見集約等に係る経費

(7) 参加者が負担する経費

上記「モニターツアーに係る経費」以外のものは参加者の負担とすること。

(8) 周知・募集の方法

参加者の募集は、チラシの作成・配布による募集のほか、プランの内容を踏まえ、ウェブサイト、SNS、など独自のノウハウや手法を活用するとともに、複数の手段を活用し、効率的かつ効果的な募集活動を行うこと。また、対象が外国人であるため外国語表記するなどの措置を行うこと。

(9) 参加者との連絡調整

- (ア) 参加者との連絡調整は、受託者が窓口となること。
- (イ) 荒天のため、ツアーの実施が困難であると判断した場合は、前日までに中止の判断をし、参加者に連絡すること

(10) 安全管理

- (ア) 観光先や体験先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、体験の場所等の安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- (イ) 利用施設は感染対策がされていることを確認するとともに、利用者へもその旨案内すること。
- (ウ) 保険に加入すること（自宅を出発してから帰宅するまでの間）

(11) 食事

飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者の食物アレルギーのほか、参加者の文化や宗教等に配慮した食事を提供することとする。

(12) 記録

- (ア) ツアーの様子を記録するため、記録写真を撮影すること。
- (イ) 撮影する写真は、ツアーの活動の様子を様々な角度から撮影するものとし、名古屋スポーツコミッションのウェブサイトやその他の広報媒体等での使用に適したものとするよう努めること。
- (ウ) 参加者に対し、撮影した写真等は名古屋スポーツコミッションのウェブサイト及びその他広報資料等において使用すること及び参加者への提供はしないことを伝え、予め承諾を得ておくこと。

(13) その他

悪天時等に備えて代替プログラムを用意すること。

4 業務実施体制

実施体制には統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化できること。

5 事業計画書の作成

契約締結後、実施スケジュール（実施計画書）を作成し、提出すること。

6 委託業務の実施状況報告

委託者である名古屋スポーツコミッションは、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、受託者に対し報告を求めることができる。

7 業務完了報告書等の作成・提出

(1) 実施報告書について

受託者は、事業実施後、業務完了報告書を2部と併せて電子データ（DVD1枚程度）を提出すること。本事業で制作した成果物のデータは編集可能な形式で納品すること。

(2) その他

周知・募集等で使用したチラシや記録写真、モニターツアーで使用した添乗員の台本等の成果物について（1）実施報告書とともに提出すること。

8 支払い条件等

名古屋スポーツコミッションは委託業務終了後、本事業に係る経費を支払うものとする。

9 権利の所在について

本業務の成果物の著作権等については、全て名古屋スポーツコミッションに帰属するものとする。

10 再委託の禁止

受託者は、受託業務を第三者に委託することはできない。ただし、名古屋スポーツコミッションとの協議の上で行わせる業務を除くものとする。

11 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、名古屋スポーツコミッション財務規程、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、委託者に損害を生ぜしめないよう留意すること。
- (2) この仕様書に定めのないことで、本件業務を行う上で名古屋スポーツコミッションが特に必要と認めたことについては、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (5) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約の事務を処理するにあたり、別添「グリーン配送に関する特記仕様書」、「情報取扱注意項目」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「妨害又は不当要求に対する届出義務について」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「暴力団関係事業者との契約解除に係る特約条項」のほか関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 契約書及び本仕様書に明記されていない事項については、受託者は委託者と協議し、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。
- (7) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちに委託者へ連絡・協議するとともに、受託者の責任において解決を図ること。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる委託者への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NO_x・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た委託者（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第 1項第 1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第13 乙は、甲が所有する記録媒体の廃棄又は賃借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 委託者（以下「発注者」という。）は、受託者（以下「受注者」という。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋スポーツコミッション財務規程（以下「財務規程」という。）第45条第1項又は第2項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、財務規程第45条第1項又は第2項の規定に基づく金額を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

暴力団関係事業者との契約解除

(委託者の解除権)

第 1 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。